

## ○五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金交付要綱

平成30年3月23日

五城目町訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の解決や地域活性化に向け、町民活動団体が五城目町（以下「町」という。）と協働により取り組む事業について、その経費の一部を予算の範囲内において、五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 町民活動 町民が互いに協力して、自主的及び自発的に地域課題の解決、地域の連携促進、地域の魅力普及を図るために取り組む、営利を目的としない社会貢献活動をいう。
- (2) 町民活動団体 五城目町内で町民活動を行う団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たしている団体とする。

- (1) 五城目町内に事務所を有し、かつ、五城目町内において活動をしていること。
- (2) 団体を組織する構成員が5名以上であること。
- (3) 規約、会則、定款その他これに類するものを有していること又は制定する予定があること。
- (4) 予算、決算等の事務など適正に資金管理ができること。
- (5) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たしている事業とする。

- (1) 五城目町内において実施するものであり、単独又は複数の町民活動団体が連携して行う事業であること。
- (2) 公益的又は社会貢献的な事業であり、地域課題の解決、地域の連携促進、地域の魅力普及を目指して新たに取り組む事業であること。
- (3) 具体的な成果や効果が期待できるものであること。
- (4) 営利目的のみの活動でないもの
- (5) 団体の経常的な活動でないもの  
(補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の上限額、補助率)

第6条 この補助金の上限額、補助率は別表第2のとおりとする。

2 前項の規定より算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする応募団体（以下「申請団体」という。）は、五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要調書（様式第2号）
- (2) 五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業計画書（様式第3号）
- (3) 五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業収支予算書（様式第4号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、五城目町地方創生総合戦略推進協議会に諮り、審査を経た上で、当該交付申請団体に対する交付金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付可否を決定したときは、その結果を速やかに五城目町まちづくりチャレンジ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請団体に対し通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業変更・中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で町長が認めるものについてはこの限りではない。

(1) 変更後五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業計画書（様式第7号）

(2) 変更後五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業収支予算書（様式第8号）

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の全部又は一部の承認をするか否かを決定し、五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業変更・中止（廃止）申請結果通知書（様式第9号）により、当該申請をした補助団体に通知するものとする。

(概算額の交付)

第10条 補助団体が補助対象事業に着手するに当たり、補助金の概算額の交付を受けようとするときは、五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金概算払請求書（様式第10号。以下「概算払請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(補助金に関する調査)

第11条 町長は、必要に応じ、補助対象事業の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 町長は、前項の調査又は報告の結果、必要な場合は、補助団体に対し指導又は助言を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業者の執行方法が不相当と認められたとき。

(実績報告)

第13条 補助団体は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に、五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業報告書（様式第12号）

(2) 五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業収支決算書（様式第13号）

(3) 事業実施の様子などに関する写真、資料等

(交付額の確定)

第14条 町長は、補助団体から実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じ調査を行い、交付すべき確定した補助金の額を五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金交付額確定通知書（様式第14号。以下「確定通知書」）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条に規定する確定通知書を受けた補助団体は、五城目町まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第15号。以下「交付請求書」という。）により、町長に補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の交付請求書を受理した場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

(協働事業の周知)

第16条 補助団体は、会報、メディア等により事業の成果等を広く町民に周知するよう努めるものとする。

(公表)

第17条 町長は、補助団体について、その名称、代表者氏名、事業概要並びに実施結果を公表するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第25号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

項目	対象経費
報償費	講師、出演者等に対する謝礼
旅費	講師、出演者等の交通費等
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
燃料費	事業の実施に必要な機材、車両等の燃料費
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費及びコピー代等
保険料	ボランティア保険等の掛金
使用料及び賃借料	事業の実施に必要な会場使用料及び機器の借上料等
原材料費	事業の実施に必要な原材料費
その他	上記以外で、事業の実施に必要なであると町長が認めるもの

備考 次の各号に掲げるものは補助対象外経費とする。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、旅費等
- (2) 景品や賞品等に係る経費
- (3) 食糧費
- (4) 備品購入費
- (5) 団体の経常的な活動に要する経費

別表第2（第6条関係）

補助率	補助金の上限額
10/10	100,000円